

【韓国】 ネット規制をめぐる論争

海外立法情報課・白井 京

* 2008年10月初め、ネット上での誹謗中傷を苦に有名女優が自殺した。これを機に、与党ハンナラ党は、サイバー侮辱罪を新設しインターネット実名制を拡大するなど、ネット規制を強化する方針を発表した。これに対し、野党民主党は「表現の自由を萎縮させる」として反対している。

「サイバー暴力」と本人確認制度

韓国では、1997年の通貨危機後、IT立国を掲げる政府の主導によりインターネット普及に力が入れた。韓国インターネット振興院が発表している報告書「コンピュータとインターネット利用に関する統計（2008年9月）」によると、韓国のインターネット人口普及率（6歳以上）は77.1%と日本の69.0%より高く、10代（99.9%）及び20代（99.7%）といった若年層への浸透は圧倒的である。

インターネットの急速な普及とともに、韓国では早い時期からネット上での虚偽の事実の流布、誹謗中傷やそれによる自殺、実名や個人情報を暴露した上での個人攻撃等の「サイバー暴力」が社会問題となっていた。

ネットへの書き込みの匿名性に問題があると考えた政府は、2007年7月、「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」（以下「情報通信網利用促進法」という）の改正による「制限的インターネット本人確認制度」（通称「インターネット実名制」）の新設に踏み切った。ネットへの書き込みにおける本人確認については、既に2004年の時点で、公職選挙法改正により選挙期間中の選挙関連の書き込みについて実名認証を行うよう規定していたが、これを一般の掲示板への書き込み等についても拡大したことになる。この規定について定めた情報通信網利用促進法第44条の5（掲示板利用者の本人確認）は、1日平均利用者数が10万人以上のポータルサイト、ニュースサイトをその対象としている。

これらのサイトでは、コメント自体はこれまで通りハンドルネーム（別名）で書き込めるが、その際に住民登録番号などで本人確認を行うことになった。住民登録番号とは、国内に住民登録を行っているすべての国民に対し付与される13桁の固有番号である。サイトの運営者が本人確認を行わない等これに違反した場合には、最高で3000万ウォン（日本円で約220万円）の罰金が科される。他人の住民登録番号を盗んで書き込む「なりすまし」等の問題も生じているが、これについては同法において住民登録番号に代替する本人確認手段の開発が政府に義務付けられており、実際に検討も進んでいる。

とはいえ、大手のポータルサイトでは本人確認制度の導入以前から既に住民登録番号を用いた本人確認を行っており、制度開始後に韓国のインターネット文化が大きく変化することはなかった。すなわち、本人確認制度の導入によるサイバー暴力沈静化

の効果は期待されたほど得られなかったのである。

ネット規制強化をめぐる論争

政府は、2008年7月末の時点で、インターネット上の虚偽事実流布や名誉毀損が多いことを理由に「サイバー侮辱罪の新設等、ネット上での規制強化を検討する」と発表していた。「サイバー侮辱罪」は、ネット上の侮辱罪については通常の侮辱罪より厳格に規制すべきという観点から、法定刑を重くし、親告罪としないことで告訴や告発なしでも捜査を可能とするものである。この発表の背景には、5月初めから大きな社会問題となったBSE騒動において、「BSE怪談」と呼ばれる虚偽情報がネット上にばら撒かれ、混乱が拡大したことがあった。この時の政府の方針に対しては、「表現の自由」を侵害するとして反対する世論が強かった。

しかし10月初め、国民的人気を誇る女優チェ・ジンシル氏がネット上の誹謗中傷を苦に自殺したことから、ネット規制の強化を支持する世論が高まった。与党ハンナラ党は2008年10月3日、改めて2008年末まで行われる今国会において情報通信網利用促進法を改正し、サイバー侮辱罪の導入やインターネット実名制の拡大など、サイバー暴力に強く対処する方針であると発表した。ハンナラ党は、「検察のサイバー名誉毀損取締り件数は2004年837件から昨年2,106件と4年で2.6倍に急増している」とした上で、サイバー暴力による集団いじめや個人攻撃は限度を超えており、規制を強化すべきと主張している。

一方で、野党民主党は「表現の自由を萎縮させる」とし、現行法でも十分に対処できるのにサイバー侮辱罪を新設するのは過剰な対応であるとして反対している。

チェ・ジンシル氏の自殺前に、既に、政府は「安全かつ健康なインターネット利用環境をつくる」ことを目的に、個人情報流出が発生した際の報告の義務化、ネット上の悪質な書き込みについて削除要請があったにもかかわらず業者が応じない場合の過料賦課、違法コンテンツの流通についてウェブサイト運営業者に対するモニタリングの義務付け等を主な内容とする情報通信網利用促進法の改正案を立法予告している。しかし、論争の行方によってはさらに規制を強化した法改正が行われる可能性もある。

参考文献(インターネット情報はすべて2008年10月22日現在である。)

- ・放送通信委員会・韓国インターネット振興院「2008년 인터넷이용실태조사 요약보고서」(2008年インターネット利用実態調査要約報告書), 2008.9, pp.2-4.
- ・「증인채택·사이버 모욕죄 신설 등 쟁점마다 정치공방 치열」(証人採択・サイバー侮辱罪の新設等、争点ごとに政治攻防が熾烈)『法律新聞』2008.10.13.
- ・穴田香織「インターネット上の違法・有害情報の審議機関、韓国『KISCOM(Korea Internet Safety Commission)』の活動概要」『KDDI総研 R&A』2008年8月第1号.<http://www.kddi-ri.jp/ja/r_a/pdf/KDDI-RA-200808-12-PRT.pdf>
- ・園田寿「ネットワーク上の個人認証に関する韓国での新しい動きについて」『甲南法務研究』No.2, 2006, pp.63-74.